










議会事務局			編さん番号			
起案	平成 18 年 11 月 10 日	施行	平成 年 月 日			
決裁	平成 18 年 11 月 17 日	完結	平成 年 月 日			
分類番号	002-007	保存年限	永年			
川 番号 収 発 第 号	【施行区分】 郵便（普通 速達 書留 配達証明 内容証明） 公示 使送 電子メール FAX その他（ ）					
公開・非公開の区分	部分公開	個人情報	無			
非公開(部分公開)とする事由	情報公開条例 第7条 第5号 に該当（審議、検討、協議に関する情報）					
時 限 非 公 開	解除予定年月日（ 年 月 ）					
件名	議会運営委員会小委員会会議録（要点筆記） （第12回議会改革小委員会）					
伺い文	別添のとおり報告いたします。					
決 裁 欄	議 長	委員長	局 長	課 長	主 査	起案者 川野 道広  議事係 電話 2266
			 局次長 	 課長補佐 	 主 	
合 議						公印承認
						文書主任
決裁後供覧						意見又は処理方針

(別紙)

1 件名 議会運営委員会小委員会会議録(要点筆記)

(第12回 議会改革小委員会)

2 日時 平成18年11月10日(金) 開会 午後 2時02分

閉会 午後 3時23分

3 場所 市議会第2委員会室

4 議題 議会運営に関する検討事項について

5 出席者 榎本委員長、菅副委員長、大関、岩澤、松本(佳)、金子の各委員

6 欠席者 市原議員

7 事務局 森田局次長、安田課長、渡辺補佐、齋島補佐、金子主査、川野主任

榎本委員長

本日は、お忙しい中ご参集賜り、ありがとうございます。

開 会 午後 2時02分

榎本委員長

それではただ今から、第12回「議会改革小委員会」を開会いたします。  
本日の出席委員は半数以上であります。  
暫時、休憩いたします。

休 憩 午後 2時02分

再 開 午後 2時05分

榎本委員長

再開いたします。

過日の議会運営委員会の行政視察におきまして、体調不良により欠席いたしましたこと、議会運営委員会委員の皆様にご迷惑をおかけいたし、この場をお借りして、お詫び申し上げます。

それでは、協議事項に移らせていただきます。

本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、「政務調査費に関すること」について検討して参りたいと存じますが、「政務調査費に関すること」については、前回の小委員会において、委員長試案として政務調査費の使途基準（案）を作成した上で、検討することといたしました。

その資料をお手元に配付してございますので、事務局から説明願います。

(午後 2時09分 ██████████)

森田局次長

それでは説明させていただきます。

前回の小委員会におきまして、本市のマニュアル作成の土台として委員長試案を提出するとの決定に基づき、去る11月7日に事務局案をもとに委員長と調整の上配付させていただきました。

なお、この委員長試案の作成にあたっては、先進的に取り組んだ長野県と横須賀市のマニュアルを参考にしております。

それでは、マニュアルに基づきまして説明させていただきます。

まず、4つの柱として、「Ⅰ 政務調査費の使途基準」、「Ⅱ 政務調査費の使途に係る運用指針」、「Ⅲ 会計処理方針」、「Ⅳ 収支報告」と分類しております。この4つの柱にしたがって、順次説明いたします。

まず、柱の「Ⅰ 政務調査費の使途基準」について説明いたします。

#### 1 基本方針

政務調査費は、川口市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、川口市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究に資するために必要な経費の一部として支給されるものである。

したがって、政務調査費は、調査研究活動に要する経費に対して適切に充当されるべきものであり、調査研究の目的及び内容は明確にされなければならない。

議員として政務調査費の交付を受けた場合は当該議員の行う調査研究活動に、会

派として政務調査費の交付を受けた場合は当該会派が行う調査研究活動に要する経費として充当するものとする。

なお、会派に対して政務調査費が交付された場合は、当該会派に属する議員が個々に行う調査研究活動を、会派の実施する調査研究活動として政務調査費を充当できるものとする。

これにつきましては、個人支給か会派支給、または双方に支給するかなどによって表現が変わることから、ご検討いただきたいと存じます。

## 2 政務調査費の使途

各々の使途基準に基づき、項目ごとに分類いたしております。これにつきましては、現在の分類と同様でございますので、説明は省略いたしますが、最下段に「その他の経費」として、備品購入費と修繕料を新たに加えております。

## 3 政務調査費として充当できない経費

以下に、政務調査費を充当できない経費について列挙しております。

### (1) 政党本来の活動に関する経費

- ・党費、党大会参加費、党大会賛助金等
- ・政党の宣伝活動、政党活動に使用する資料等の作成・購入費
- ・政党活動用の事務所の経費

### (2) 選挙活動に関する経費

- ・選挙運動、選挙活動に関する経費
- ・選挙用印刷物、資料等作成・購入に関する経費
- ・選挙活動用の事務所費

### (3) 交際費的な経費

- ・香典、祝金、慶弔電報等の冠婚葬祭に関する経費
- ・病気見舞い、餞別、年賀状の購入・印刷等の儀礼に要する経費
- ・パーティー券購入代

### (4) 議員個人に支給する経費（内容の如何を問わない）

- ・定期的、定額的に個人に支給する経費（会議参加等に関わる日当等）

### (5) 議員個人の秘書的職員の経費

- ・自らの秘書として雇用している補助職員等に関する経費
- ・家族、親族の雇用に関する経費

### (6) その他適当でない経費

- ・飲食を伴う会合、懇親を目的とする会合等の経費
- ・親睦会、レクリエーション等を目的とする会合に関する経費
- ・後援会の広報紙、パンフレット、ピラ等の印刷及び発送等に関する経費
- ・社会通念上妥当性を欠く経費、公職選挙法等法令に抵触する経費

（公職選挙法第199条の2「公職の候補者等の寄付禁止」等）

次に、柱の「Ⅱ 政務調査費の使途に係る運用方針」について説明いたします。

## 1 実費弁償の原則

政務調査費の支出については、調査研究活動のための経費として常識的な範囲を逸脱しない範囲で、各議員及び各会派の自主性に基づき決定するものである。

社会通念上妥当な範囲であることを前提としたうえで、調査研究に実際に要した費用に対し充当することを原則とする。

## 2 按分にあたっての考え方

議員活動は、議会活動、会派活動、政治活動等と多彩であり、1つの活動が調査

研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが通例である。

調査研究活動に要する経費のうち、例えば携帯電話の通信費や事務所に要する経費については、全体の経費の中から調査研究に係る経費を按分により割り出すことは現実的に困難であるばかりでなく、按分積算のための事務に時間を割かれるばかりで、政務調査費の本来の交付目的である調査研究がおろそかになる側面を否定できない。

以上のことから、経費の性質上全額を政務調査費として充当することが適当でないと考えられる経費については、按分の割合を2分の1として支出できるものとする。

### 3 項目別運用方針

#### (1) 交通費

公共の交通機関を使用した場合は、実費相当額とする。自家用車を使用した場合の交通費は、調査研究活動に係る実費分の把握が困難であることからガソリン代の2分の1（月額限度額20,000円）を支出できるものとする。

ただし、レンタカーの使用については、調査研究活動に要したことが明らかな場合に限り、実費を支出するものとする。

#### (2) 宿泊料

実費相当額とし、17,000円を上限とする。なお、1泊2食等で料金が設定されている場合は、宿泊料の実費を把握することが困難なため、食事代を含んだ金額を宿泊料とみなすものとする。

この17,000円につきましては、現在の基準に基づいたものでございます。

#### (3) 会費

他の団体が主催する研修会及び意見交換会等については、その内容が調査研究活動に適用のものであれば支出することができる。

懇談会については、実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）ものであり、会費の額が明確に定められており、その額も社会通念上妥当な範囲のものに限り支出できるものとする。したがって、飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会等）の会費は、支出できない。

#### (4) 事務所費

事務所費は、実際に当該事務所が調査研究活動に使用されており、次の要件を備えている場合に限り支出できるものとする。

後援会、政治団体等と事務所を共有する場合は、調査研究活動に係る経費が分かるよう、可能な限り光熱水費等の契約を分離すること。分離が困難な場合、下記の割合で支出できるものとする。

ただし、賃借料、光熱水費、電話料合計の月額限度額は、60,000円とする。

事務所の形態が、調査研究活動専用事務所については、賃借料、光熱水費、電話料について全額、後援会・政治団体との共用の場合は、賃借料、光熱水費、電話料について2分の1を支出できる。

なお、「会派として政務調査費の交付を受けた場合は、所属する会派の議員として賃貸借契約がなされていること。」、「事務所としての外形上の形態及び機能を有していること。」、「事務所について「事務所設置（変更・廃止）報告書」（別表1）が議長あてに提出されていること。」の3点を、条件として挙げております。

また、「調査研究活動のための事務所であっても、事務所を購入するための経費には支出できない。」、「政党活動、選挙活動用の事務所の経費には支出できない

。」「家族、親族が所有する事務所の賃借料には支出できない。」以上の3点を支出できない項目として挙げております。

#### (5) 事務機器等借上料

電子複写機、ファックス等事務機器のリース料金について支出できる。按分については、事務所費と同様とする。

#### (6) 通信運搬費

電話、郵便等通信に係る経費について支出できる。なお、携帯電話については、調査研究活動に係る実費分を把握することが困難なことから、当該議員が現に使用する携帯電話1基に限り通信料月額2分の1(限度額10,000円)を支出できるものとする。

#### (7) 備品購入費・消耗品費

調査研究活動に直接必要なものに対して支出できる。備品購入費については、事務機器に限るものとし、購入額の2分の1(限度額60,000円)を支出できるものとする。

備品の例 パソコン、プリンター、デジタルカメラ等

消耗品の例 筆記用具、ノート、ファイルなどの事務用品等

#### (8) 人件費

調査研究活動の補助業務のため雇用した職員に対して、賃金、交通費、社会保険料を支出できる。雇用にあたっては、雇用契約書を締結するものとする。

なお、調査研究活動以外の業務を兼務する職員の人件費については、支払額の2分の1を支出することができる。

また、家族、親族の雇用についての経費は支出できない。

#### (9) 食糧費

食糧費は、原則として支出できない。ただし、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当な範囲のもので、調査研究活動として開催する会合等と一体であり、飲食の提供が真に止むを得ない場合は、この限りでない。

#### (10) その他の経費

その他、調査研究活動に直接必要な経費に対して支出できる。

例 備品購入費、事務機器等の修繕等

次に、柱の「Ⅲ 会計処理方針」について説明いたします。

##### 1 証拠書類徴収の原則

政務調査費の会計処理については、領収書等の証拠書類を徴収し支出することを原則とする。

##### 2 会計処理指針

###### (1) 会計帳簿等の整理保管

議員または会派の経理責任者は政務調査費の支出について、毎月の収支を明らかにするとともに、領収書等の証拠書類を整理し、会計帳簿を調製したうえで、当該書類を5年間保管しなければならない。

###### (2) 証拠書類の整備

政務調査費の支出にあたっては、領収書を徴するものとする。ただし、領収書等を徴することが困難な場合は、「政務調査費支出報告書」(別表2)をもってこれに代えることができる。領収書等の証拠書類に加え、会議、研修会、視察等を実施したことを証明する通知、案内状等とともに、その結果報告書等の記録を保管することとする。

### 3 項目別会計処理指針

#### (1) 交通費

##### ○公共交通機関

JR、バス等時刻表で金額が明示されており、領収書を徴することが困難な場合は、政務調査費支出報告書をもってこれに代えることができる。ただし、旅行代理店等を通じて手配した場合は領収書を徴する。

##### ○自家用車

ガソリン代、駐車料金等に係る領収書を徴する。

#### (2) 事務所費

##### ○賃借料、光熱水費、通信費

家賃通帳、預金通帳の写しを領収書に代えることができるものとする。

#### (3) 人件費

賃金等を受け取ったことを証する書面を徴収する。

### 4 政務調査費の返還

会計処理にしたがって支出した政務調査費の金額が、政務調査費の交付額を下回った場合は、政務調査費に残余が生じたものとして、差額を返還することとなる。

なお、収支報告書の内容から、使途基準にしたがっていないと判断される支出についても残余と見なされるため、留意すること。

次に、柱の「IV 収支報告」について説明いたします。

#### 1 収支報告書の作成

議員または会派の経理担当者は、政務調査費収支報告書により、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、領収書等の証拠書類の写しを添付のうえ、議長に提出しなければならない。

収支報告書については、できるだけ使途内容が明確になるよう以下の点に注意して作成すること。

- ・事業別に使途項目を整理し、わかりやすく記載すること。
- ・会議等に係る経費については、日付、会議名称等を記載すること。
- ・視察に係る経費については、日付、視察先を記載すること。

#### 2 議長の調査

議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しが提出された場合は必要に応じ調査するものとする。

#### 3 収支報告書の公開

収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しは、川口市情報公開条例に基づき、公文書として情報公開請求の対象となる。

以上でございます。

榎本委員

ただいま、事務局から説明がありましたが、その後の各会派の検討状況も含め、何かご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

領収書添付について、1円から、全ての支出に対して添付するという理解で良いのか。

森田局次長

その点については、協議が必要であると考えております。全ての支出に対して添付するのか、さいたま市のように、一定額以上の支出について添付するのかなどに

つきましてご検討いただきたいと存じます。

なお、今回の使途基準（案）作成の際に参考といたしました、長野県や、横須賀市については、全ての支出に対して添付を義務付けております。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

この試案について、個人支給であろうと、会派支給であろうと、どちらでも変わらないと考えて良いのか。

例えば、我が会派は所属議員が20名いるが、仮に会派支給の場合、事務所費は20人分認められるのか。

森田局次長

会派支給の場合の議員個人に関わる経費の支出についてのお尋ねであります。全国市議会議長会に確認したところ、会派支給の場合、例えば、事務所についても会派で借りることが原則であるとの回答であります。ただし、一方では、会派といっても議員個人個人の集合体であることから、会派が認めれば良いとする考え方もございます。今後の様々な判例を見ていく中で判断せざるを得ないとのことであります。

20人分の事務所費が認められる可能性もあるということであるが、これは、備品、人件費等、全ての経費に関わる問題である。

森田局次長

現時点では、会派支給であれば、会派で契約するということが原則であります。政務調査費の制度自体がまだ5年余りであり、今後出てくる判例などによって判断することとなります。

現在の状況であれば、会派支給より、個人支給の方がより使いやすいものとなるのではないかと。

もう一点確認したい。過日視察に行った横須賀市の場合、会派支給と個人支給を選択できることとなっていたが、そのような形も可能ということか。

森田局次長

現在、本市は会派支給であり、これを変える場合は条例改正が必要となります。条例に規定することで、横須賀市と同様の方法も可能であると考えております。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

人件費について、Iの3の(5)で、議員個人の秘書的職員の経費には支出できないとされているが、IIの3の(8)で、調査研究活動の補助業務のために雇用した職員には支給できるとなっており、さらに、他の業務と兼務する場合は2分の1を支出できるとされている。

現実的に、調査研究活動のみの補助職員を雇用するということは考えにくいですが、この点について伺いたい。

森田局次長

事務局内で検討する中でも、同様の議論がありました。

Iの3の(5)は充当できないケースの例示として、個人の秘書を挙げておりま



す。あくまでも、秘書的業務のみではだめであることを明記したものでございます。  
秘書的業務を行なっている、調査研究活動の補助も行なっているならば2分の1を限度として、支出可能であるということでございます。

会派で雇用した場合、お茶くみやコピー取りのみではだめということか。

森田局次長

お茶くみやコピー取りだけでは、政務調査活動とは言えないと思われませんが、それだけではなく、調査研究活動のための資料を調べたりということがあれば、2分の1までは支出可能であると考えております。

今後の訴訟の経緯を見て判断するとのことであるが、例えば、条例で規定したことが指摘されることがあるのか。条例によって判断されるのか、使途基準によって判断されるのか。誤った使途基準を設けると指摘されることがあるのか。

森田局次長

例えば、支出について、オンブズマンなどがおかしいと考えた場合など、訴訟を起されることが考えられますが、現在は判断に足る事例が少ないということでございます。

例えば、事務所費の場合、全国市議会議長会は、会派支給の場合原則会派で契約すべきとの考えであり、長野県の場合は、会派支給であっても、会派が認めれば個人事務所費の支出を認めるという考えでございます。

マニュアルはあくまでも、統一的な運用を図るための一つの指針であります。条例で定めたものが世の規範に反する場合は裁判となると考えております。

この委員長試案は、誰が見ても分かるマニュアルとしてお示ししたものであり、これを土台に議論していただき、本市に合ったマニュアルを作っていただければと考えております。

ただし、食糧費など、公職選挙法に抵触するものについては定めることはできないものでございます。

条例で定めるものと、運用基準で定めるものとの差をどう判断するのか。

森田局次長

条例は、いうなれば法律であり、運用基準は条例をうまく活用するための指針と考えていただき、その運用に疑義があれば改めるべきものであります。

これまでの規定による運用がある。これを制限するということがあってはならない。所属議員20人の会派と、7人の会派では自ずと運用方法も異なっている。無理矢理合わせるということではなく、できるだけ近づけられるようにということが基本である。会派支給であっても、会派が認めれば執行できるという性質のものだと考えている。

今の我々の活動は、どこまでが議員活動で、どこまでが個人なのか線を引くことは難しい。

政務調査費の使途について、例えば、控室に新聞を取っているが、豊橋市の例のように多過ぎるのではないかの指摘を受けたり、例えば、書籍についても、会派の皆で読む場合、時間がかかることから同じものを数冊購入することなども考えられる。これで訴訟を起されるという場合もあるかも知れない。

訴訟だけを注目してはならないが、まだ5年余りの制度であり、例えば、報酬1つとっても、自治体により様々である。

1人会派が事務所を1か所設置し、20人の会派が7か所設置した場合、市民から見ると1人当たりの数よりも、心情的に7か所もあるのかという思いになることもある。

こういう点の折り合いをどう付けていくのか。消化不良のまま決めてしまうと、後々に軋轢の火種を残すことにもなりかねない。こういうことはあってはならないという思いである。

1点確認したいが、調査旅費の支出について、「川口市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」第5条の考え方は生きているのか。

森田局次長

同条には、宿泊費、日当、交通費などが定められており、マニュアルの調査旅費については、原則的には同条の規定を準用し、交通費や宿泊料を考えております。

ただし、議員自らの調査研究のために日当を支出するのは妥当ではないとの議論があり、日当については除外しております。

我が会派の中でも議論したところである。そもそも、報酬を受けているのだから二重支給ではないのかという意見や、一定の費用弁償は必要ではないのかなど、様々な議論があった。

他の用事をキャンセルして1日を割いた場合に、何もしないではたして良いのか。かつては、職員についても市内出張旅費が支給されてたことがあったなど、結論は出ていないが、様々な意見が出された。

我が会派としては、個人支給でも会派支給でも、どちらでも結構であるが、全体を考えた場合、1人会派の議員の調査研究活動を保障しつつ、会派をどのように考えるのかなどについても整理していきたい。

の指摘にもあったが、所属議員が20人いると金額が大きくなる。1人当たりは同じであっても総計すると大きくなり、市民からの見ただけでは風当たりが強くなる。非常に縛りが強い状況で、使える政務調査費とならないのではないのか、絵に描いた餅になってしまうのではないのかという危惧がある。

議員の調査研究活動に資するものでなければならない。現在、会派としても支出しているし、議員個人としても支出している。どうあるべきかさらに研究を重ねていきたいと考えている。

議会運営委員会で視察した尼崎市の例では、縛りがきつく、政務調査費を事実上亡きものにしていくという側面があった。これでは、議員活動に資するという本来の政務調査費の目的を適えることはできない。

今回の委員長試案では、政治活動と議員活動は分けられないという考えが取り入れられているが、これは大変良い観点である。

政務調査費の交付対象としては、個人支給にする方向ではあると思うが、用途について透明性を上げ、公にしていけば、市民から認めてもらえるのではないのか。透明性を上げるためには、公開していけば良いと考えている。制約を受けない形で使いやすくするには、やはり個人支給とすべきなのだろうか。

先ほどの事務所の話に関わって、政務調査専用の事務所というものはあり得るの

だろうか。

森田局次長

事務局内で検討する中でも同様の議論がありました、実際にはないだろうと考えております。調査研究も行き、政治活動の事務所も兼用するという形が実際であろうと考えておりますが、この試案は土台としてお示しするものであることから、項目を入れたものでございます。

使途基準の作成に当たって、項目をどうするのかという話であって、会派支給だと制約があって、個人支給だと制約がないということではないのではないかと。

先ほど、調査旅費については、1つの項目がなくなったとの思いで聞いたものである。

按分についての考え方について、単純に2分の1と書いてしまっているのだろうか。項目ごとの性質によって違うのではないかと。

これまで行なってきた運用基準を全面否定するのではなく、それぞれの会派で行なってきたことを加えながら決めていけば良いのではないかと。

人間的な配置の問題とも関わってくるので、一概に良い悪いという話ではないが、先ほどの新聞の話1つとっても、議会によっては10紙もの新聞について、事務局で全てコピーを取り、各会派の控室に配っているところもある。

これまでの使途基準をうまく活用するという観点に立って、各会派で使途基準について意見交換をするというスタンスで臨むべきではないのか。

榎本委員長

それでは、本日の意見を踏まえ、ただいま説明のありました(案)を各会派へ持ち帰り、再度、検討するというところでよろしいでしょうか。

— 各会派了承 —

榎本委員長

それではそのように決定させていただきます。

森田局次長

各会派での検討に当たりましたは、本日お示ししました(案)の項目毎に検討していただいた上で、すり合わせるということでお願いいたします。

榎本委員長

次に、第9回の小委員会において、「4 その他改善すべき課題等」のうち、「報酬、費用弁償、政務調査費等の議員に支給される費用について」に関わり、審議会参加の有無、報酬等について、類似都市の状況を調査することといたしましたが、その資料をお手元に配付してございますので、事務局から説明願います。

安田議事課長

それでは、去る7月14日に開催されました、第9回の小委員会におきまして、ご依頼のありました、「議員の審議会等への参加状況及び報酬」につきまして、調査結果をご報告いたします。

まず、調査の基本的事項を説明いたします。

調査対象の市は、人口40万人から60万人の市と、県内の人口20万人から40万人の市、及び近隣市でございます。

調査事項は、「法令または条例・規則により設置されている審議会等」についての、委員定数、議員参加の有無及び有りの場合は議員数、並びに報酬等でございます。

す。

集計に当たりましては、「委員定数の特定できない審議会等」や、「報酬等が年額または月額で定められている審議会等」につきましては、比較が困難なため除外しております。

また、委員定数につきましては、「～人以内」等で規定されているものを含んでおります。

さらに、一部、回答が得られておらず、今回の集計から除外している市がありますので、ご了承賜りたいと存じます。

それでは、お手元に配付してあります資料に基づき説明させていただきます。

まず、第1-1表「審議会等への議員の参加状況」でございますが、一番左端の欄、市名の右側に、二重線で区切られた、審議会等の数、うち議員参加の審議会数、割合につきましては、審議会等の総数に対して、議員が1人以上参加している審議会数の割合を示したものでございます。

本市の状況といたしましては、審議会の総数46に対しまして、議員が1人以上参加している審議会数は23で、その割合は50パーセントとなっております。

調査回答市の平均は24.62パーセントでございます。

各市の平均割合の内訳につきましては、下段の表をご参照ください。

なお、議員が1人以上参加している審議会の割合が、10パーセントを下回っている8市について確認いたしましたところ、7市について、「執行部側からの要請」、「議会内部の議論」、「市民参加の促進」などの理由により、法令等に議員参加が規定されている等特別な理由があるもの以外は、できる限り議員は参加しない旨の申し合わせ等がなされているとのことであります。

次に、第1-1表中央の二重線の右側の委員定数合計、うち議員数、割合でございますが、全ての審議会等の委員定数の合計に対しまして、参加している議員数の割合を示したものでございます。

本市の状況といたしましては、委員定数の合計1,290人に対しまして、参加議員数が69人で、5.35パーセントとなっております。

調査回答市の平均は4.38パーセントでございます。

各市の平均割合の内訳につきましては、下段の表をご参照ください。

続きまして、第1-2表議員が参加している審議会等の委員定数に占める議員数の割合の平均でございますが、この表は、議員が1人以上参加している審議会等の委員定数に占める議員数の割合の平均を示したものでございます。

本市の1審議会当たり、平均20.23パーセントに対しまして、調査回答市は15.84パーセントでございます。

各市の平均割合の内訳につきましては、下段の表をご参照ください。

最後に、第2表審議会等の報酬額の状況でございますが、報酬の金額ごとの審議会等の数を示したものでございます。

記載の金額は、「1回若しくは1日」当たりの報酬等の額でございます。

なお、現在、本市におきましては、行政改革の一環として、委員の公募、会議の公開とともに、報酬の引下げについて検討されているところであるとのことでございます。

以上でございます。

榎本委員長

ただいま、事務局から説明がありました。何か、ご意見等がございましたら、

ご発言をお願いいたします。

説明の中で、法定された審議会以外の審議会にはできる限り参加しないとの申し合わせがなされている市があるとのことだが、それはどこなのか。

また、審議会の報酬について、なし、1,000円、3,000円など、極端に低くなっている審議会はどういうところなのか。

安田議事課長

1点目のお尋ねですが、第1-1表左側の表の割合の欄で、全ての審議会数に対して、議員が参加している審議会数の割合が10パーセントを下回っている8市のうち、7市について申し合わせ等がなされているとのことでありました。

2点目のお尋ねにつきましては、特に抽出しておりません。

報酬の低い審議会の名称でも聞けば、何か分かるかと思ったのだが。

安田議事課長

個表を徴しておりますので、後ほどお渡しいたします。

榎本委員長

それでは、ただいまのとおりご了承願います。

最後に、次回の日程につきましては、12月13日(水)、本会議散会后、第1委員会室で行いますので、日程の確保をお願いいたします。

森田局次長

政務調査費の使途基準(案)につきまして、2点訂正をお願いいたします。

まず、1点目はⅡの1で、「常識的な範囲を逸脱しない範囲で」と記載しておりますが、「常識的な範囲で」と訂正願います。

2点目は、Ⅳの1で「経理担当者は」を「経理責任者は」と訂正願います。

榎本委員長

それでは、以上をもちまして、第12回「議会改革小委員会」を閉会いたします。本日は、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 3時23分